

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成25年11月26日

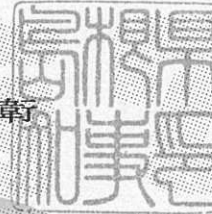
住所 出雲市宇那手町882番地

名称 公益財団法人 島根県環境管理センター

代表理事 江田 小鷹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

島根県知事 溝口 善兵衛



許可の年月日	平成25年11月26日	許可番号	廃第29号の2
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	安定型産業廃棄物の最終処分場(政令第7条第14号ロ) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については自動車等破砕物を除く。)、ゴムくず、がれき類、(石綿含有産業廃棄物であるものを除く、特別管理産業廃棄物であるものを除く) 管理型産業廃棄物の最終処分場(政令第7条第14号ハ) 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を含む)、ガラスくず等(自動車等破砕物を含む)、鉱さい、がれき類、はいじん、政令13号廃棄物(石綿含有産業廃棄物であるものを除く、特別管理産業廃棄物であるものを除く)		
設置場所	出雲市宇那手町882番地外		
処理能力	安定型:埋立面積 40,400m ² 埋立容量: 518,000m ³ 管理型:埋立面積 71,700m ² 埋立容量: 1,410,000m ³		
許可の条件	特記事項なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		